

青森県教育委員会第904回定例会会議録

1 期 日 令和6年5月8日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後1時45分

4 場 所 教育庁教育委員会室及び教育委員室

5 議事目録

- 議案第1号 令和6年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について・原案決定
議案第2号 青森県立図書館協議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
議案第3号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
そ の 他 青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の素案について

6 出席者等

- ・出席者の氏名
風張知子（教育長）、平間恵美、新藤幸子、安田 博、松本史晴、中野博之
- ・欠席者の氏名
なし
- ・説明のために出席した者の職
長内理事、早野教育次長、高橋教育政策課長、伊藤職員福利課長、下山学校教育課長、小関教職員課長、福士学校施設課長、小舘生涯学習課長、坂本スポーツ健康課長、山舘文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員
松本委員、中野委員
- ・書記
西智明、佐藤栞

7 議 事

議案第 1 号 令和 6 年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について (非公開の会議につき記録別途)

議案第 2 号 青森県立図書館協議会委員の人事について

(小館生涯学習課長)

図書館法及び青森県立図書館協議会設置条例の規定に基づき設置している青森県立図書館協議会の委員の任期が、令和 6 年 5 月 1 2 日をもって満了するため、新たに 10 名の委員を任命するものである。

委員は、同条例第 2 条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとされているものである。

今回任命する委員のうち、新任は安田 奈津子氏、今井 邦子氏、小泉 敦氏の 3 名で、そのほかの 7 名は再任である。

また、委員の任期は、令和 6 年 5 月 1 3 日から令和 8 年 5 月 1 2 日までの 2 年間である。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第 2 号については原案のとおり決定する。

議案第 3 号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について

(坂本スポーツ健康課長)

青森県スポーツ推進審議会の現委員のうち、学校体育団体から選任している 澤田 孝頼氏より辞職願が提出されたことから、これを承認することとし、その後任として、青森県中学校体育連盟会長 太田 尚人氏を新たに委員として委嘱するものである。

なお、委員の任期は、前任者の残任期間である令和 6 年 5 月 9 日から令和 7 年 1 1 月 1 2 日までとなるものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第 3 号については原案のとおり決定する。

その他 青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の素案について

(高橋教育政策課長)

青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の素案について、概要を説明する。

前回の会議では、知事が青森県基本計画「青森新時代」への架け橋及び教育施策の大綱あおり未来教育ビジョン Ver1.0 を策定したことを踏まえ、今後取り組むべき具体的な

施策・事業や進捗状況を把握するための指標を設定したアクションプランを作成し、これら3つをあわせて教育振興基本計画と位置付けることについて、御了承いただいたものである。

表紙を御覧いただきたい。前回示した資料では「アクションプラン2024」としていたが、今後、年度毎に改訂して、5年にわたり用いる計画であることから、「2024」の記載を削除したものである。

「教育長メッセージ」を御覧いただきたい。

冒頭で本県教育の方向性について示した後、「児童生徒の皆さんへ」「保護者、地域の皆様へ」「教職員をはじめとした教育関係者の皆様へ」と、対象者を明確にした上で、メッセージを記載しているものである。

「目次」を御覧いただきたい。

本計画の全体的な構成について説明する。まず、青森県教育施策の方針を示した後、アクションプラン策定の趣旨や期間、政策・施策体系や記載例等についての説明を記載しているものである。次いで、具体的なアクションプラン、参考資料となっているものである。

12ページから22ページまでが、具体的なアクションプランとなるものである。10の施策をページ毎に取り上げ、ページ左上には、県の基本計画や大綱に基づく「主な取組」を示しているものである。ページ右上には、取組に対応する具体的な予算事業として「主な事業」を記載しているものである。これらに対応する「指標」はページ下段に示しているものである。

指標の設定における考え方について、4点説明する。

1点目、「調査名」についてである。この指標は5年にわたり定期的に捕捉し続けることができるよう、国や県による既存の調査等の活用を基本としているものである。

2点目、「主な事業」と「指標」の対応関係についてである。事業と指標は必ずしも一対一ではなく、1つの指標が複数の事業にまたがる場合もある。例を挙げると、13ページの指標No.⑤⑥⑦⑧「肥満傾向児出現率」は、事業⑤～⑧を包括的に点検・評価するものとなっているものである。

3点目、「現状値」は、基本的に令和5または4年度のデータに基づき、令和6年4月1日現在の最新の公表データを記載しているものである。

4点目、「目標値」は、この計画の終了年度である令和10年度での達成を目指す状態について記載しているものである。施策として100%を目指すべきものなどについて、100%としているものである。

一方で、100%という目標値を設定しにくい場合がある。例えば、12ページの指標No.①は、全国学力・学習状況調査の質問項目であるが、児童生徒の主観的な自己評価に基づく数値であるため、目標値を100%とするには難しい側面がある。このように、100%を目指して取り組むものの、目標値としての記載は難しいもの等について、「現状値より増」としているものである。

また、目標値は、13ページの指標No.⑨「梵珠少年自然の家・種差少年自然の家主催事業の延べ参加者数」のように、年度毎の人数で示しているものもある。

以上が、青森県教育振興基本計画（アクションプラン）の素案の概要となるものである。

23ページ以降は参考となるため、あわせて御覧いただきたい。

アクションプランの内容、特に指標の設定等については、現在も検討、修正を重ねているものである。なお、今後のスケジュールについては、別添参考資料の最終ページに記載のとおり、次回定例会にて議案の提出を予定しているものである。

(平間委員)

目標値もはっきりしており、大変分かりやすい内容となっている。細かい修正等があると思うが、より現場の方や県民の皆さんに分かりやすいものになるよう努めていただきたい。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の素案については、青森県教育委員会として了解した。